

会 議 録

1 会議名

令和6年度第6回清里区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 報告事項（公開）

・令和6年度第2回清里区公共交通懇話会の開催結果について

(2) 自主的な審議（公開）

・坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化について

・子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備について

(3) その他（公開）

3 開催日時

令和6年11月28日（木）午後6時30分から午後8時40分まで

4 開催場所

清里コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

・委員：酒井利幸、佐々木勝峰、竹田恵理子、中村弘美、長尾祐子、保坂幸男、堀川敏子、松永誠一、本山保男、吉原元一

・事務局：清里区総合事務所 米山所長、関根次長、横山市民生活・福祉グループ長（併教育・文化グループ長）、近藤班長、市村副主幹、増田班長
一般社団法人櫛池農業振興会 惣塚代表理事

8 発言の内容（要旨）

【関根次長】

会議の開会を宣言

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告する。

【松永会長】

挨拶

【米山所長】

挨拶

【松永会長】

会議録の確認を保坂幸男委員にお願いする。

報告事項に入る前に、「農村RMO形成推進事業協議会への加入について」、一般社団法人榎池農業振興会から説明を求める。

【惣塚代表理事】

農村RMO形成推進事業の概要は、9月26日に開催の地域協議会視察研修会で説明しているので、重複しないよう説明させていただく。

農村RMO形成推進事業の取組は、令和5年度より国の補助事業として今年度2年目であり、区内で事業を展開する関係団体により、課題や情報の共有、課題解決に向けた協議等を行う協議会を設立することが必須となっている。

農村RMO形成推進事業の導入経緯としては、清里区の主要産業は農業であり、約500haの農地を維持し、次世代に繋げていくという大きなテーマの実現向け、県の補助事業であるビレッジプラン2030を令和3年度から3年間取り組む中で、計画を実行するにあたり、国県の勧めもあり、当該事業を始めたところである。

ビレッジプラン2030では、定住促進を図り人口減少を抑制し、持続可能な地域とする取組として、農育連携、坊ヶ池周辺などの地域資源の活用、就労場所の確保や子育て支援、空き家などを活用した住まいの確保について、重点的に取り組んでいく10年後の将来プランを作成した。

農村RMO形成推進事業では、ビレッジプラン2030において作成した重点取組の計画を農用地保全、地域資源活用、生活支援の3項目に分類し実証するとともに、関係団体と協議会を設立し、清里区の課題や情報の共有、課題解決に向けた協議等を行っていく。

今年2年目の活動としては、既に実施した事業もあるが、協議会の設立、2月には農業・農村講演会を予定している。

今後のスケジュールについては、先般11月22日に開催した協議会設立準備会を12月16日に再度開催するほか、12月23日には関係団体から協議会に参加いただき、協議会設立総会を開催する予定である。参加を依頼している団体は現在7団体であり、これに加え、榎池農業振興会も加入するほか、連携機関として総合事務所に参加いただき、地域協議会は、市長に意見書が提出できる組織であり、内容によっては意見書を提出いただく機会があるかもしれないので、連携機関として是非参加いただきたい。

【松永会長】

農村RMO形成推進事業については、非常に多岐にわたる事業内容であり、詳細なところまで理解するには時間が足りないが、地域協議会も市長の付属機関であり、場合によっては意見書の提出も考えられることから、連携機関として加入したいと思うが、今ほどの説明について、何か質問等はあるか。

【保坂委員】

農村RMO形成推進事業の事業期間はどうか。

【惣塚代表理事】

上限は3年である。

【保坂委員】

補助事業を活用すると成果を求められるが、どのようなことが求められるのか。

【惣塚代表理事】

農村RMO形成推進事業では、農用地保全、地域資源活用、生活支援等に係る調査や計画策定、実証事業等の結果について、成果を求められることになる。

【酒井委員】

ビレッジプラン2030で掲げた人口の目標に毎年5世帯の定住とあるが、具体的なビジョンはあるか。

【惣塚代表理事】

具体的には、空き家を改修し、農作業や野外活動など農村の暮らしが体験できる施設として、都市農村交流、移住・定住のお試し施設として利用を開始したほか、グリーンファーム清里においては、若い人材を雇用し、実際2世帯が清里区に住んでおり、馬屋町内会においても1世帯が住んでいる。

【酒井委員】

区外から来てもらうことが理想であるが、清里区から離れる人が非常に多いと感じている。小中学生を対象とした清里区内の事業所において職場体験を行い、清里区の将来を担う小中学生を中心とした若者から区内事業所に興味を持っていただくなど、人口の流出を防ぐ対策も必要ではないか。

【米山所長】

農村RMO（農村型地域運営組織）は、複数の関係団体で構成される組織において、課題の解決に向けた事業の取組を農林水産省では推奨している。交付金は組織の立ち上げ

等について、国から3年間いただける。今は組織を形成するための活動をしており、本格的に活動するのはこれからになる。

農村 RMO（農村型地域運営組織）の中で、協議会を設立し構成団体が定期的集まり、それぞれ持っている課題を共有し、異業種の皆さんで知恵を出し合い課題を解決する。惣塚代表理事からの説明のとおり、行政として総合事務所も参加するが、地域協議会については実行団体ではないが、地域の課題の解決に向けて取り組んでおり、農村 RMO の協議会の中で、様々な団体が課題を持ち寄り、解決に向けた話し合いが持たれることから、地域協議会も連携機関として参加をすることにメリットがあり、今後の活動に活かせると考えるので、参加を検討いただきたい。

【松永会長】

農村 RMO 形成推進事業を実施していく上で、協議会を設立する必要があり、本日は協議会が設立されることを前提に、地域協議会がオブザーバー的な連携機関として参加したいと考えるがいかがか。

【堀川委員】

地域協議会は、農村 RMO 形成推進事業の協議会に構成団体ではなく、オブザーバーとして参加するとのことであるが、構成団体として参加しないのはなぜか。

【松永会長】

地域協議会は市長の附属機関であり、実行団体ではないことから、構成団体ではなく連携機関として参加することになる。

【堀川委員】

地域協議会は、農村 RMO 形成推進事業の協議会の構成団体にあてはまらないということか。

【松永課長】

そのとおり。

【堀川委員】

オブザーバーとして参加するというのであれば、意見等の発言はできないのか。

【松永会長】

規約等の決まり事やルール等の詳細は分からないが、構成団体ではないということは、議決権はないのが一般的である。

【堀川委員】

議決権がないことや意見等の発言ができないのであれば、無理に参加する必要はない。

【関根次長】

構成団体は、地域の課題解決に向け実際に実行できる団体を想定しており、総合事務所や地域協議会は、地域の課題解決に向けた議論は行っているが実行団体ではない。農村 RMO 形成推進事業の協議会は、清里区の 10 年 20 年後を見据え、それぞれの構成団体が持っている課題を共有し、課題をどのように解決していくかを話し合う会であり、地域協議会はオブザーバーとしての参加となるが、地域協議会が把握している地域の課題の共有も農村 RMO 形成推進事業の協議会で議論に値すると考える。

先般開催された、第 2 回協議会設立準備会では、農業団体からは農福連携等に関する課題もあることから、社会福祉協議会等が参加することによって、情報共有できることは大変良いことであるとの発言もあり、高い評価をいただいているとのこと。

地域協議会においては、自主的な審議等の議論を進めており、農村 RMO 形成推進事業の協議会で議論することも考えられるので、総合事務所と同様に参加していただきたい。

【堀川委員】

実行団体が農村 RMO 形成推進事業の協議会の参加条件と理解した。地域協議会は実行団体ではないので、構成団体ではなく連携機関であるオブザーバーとして参加することによい。

【佐々木委員】

農村 RMO 形成推進事業の協議会において、地域の課題解決に向けた議論を進めるとのことであるが、地域協議会も同様に進めている。地域協議会も農村 RMO 形成推進事業の協議会に連携機関として参加するとともに、地域協議会で議論している自主的な審議の進捗状況によっては、農村 RMO 形成推進事業において事業化も考えられることから、お互いに協力して進めていただきたい。

【中村委員】

ビレッジプラン 2030 に参加し 3 年間活動した。1 年目に現状把握、2 年目に具体的なプランを作成し、3 年目のプランの実践では、具体的な手法が見つからず不完全燃焼で終わってしまった経験から、農村 RMO 形成推進事業も次年度は最終の 3 年目となり事業期間も限られていことから、計画したことは確実に取り組むなど、未来ある清里区となるよう進めていただきたい。

【堀川委員】

農村 RMO 形成推進事業の 3 年間の交付金額はどうか。

【惣塚代表理事】

毎年上限が1,000万円をとなつている。昨年は700万円、今年は800万となつている。交付金の使途としては、将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等であり、ハード事業は対象外となつている。

【松永会長】

惣塚代表理事より、農村RMO形成推進事業の説明をいただいたが、地域協議会としては、構成団体ではないが、連携機関としてオブザーバー参加することでよいか。

(委員了承)

【松永会長】

次に、令和6年度冬期除雪について、事務局から説明を求める。

【増田班長】

資料「令和6年度冬期道路交通確保除雪計画書」等により説明

【松永会長】

いまほどの説明について、皆さんから質問等はあるか。

(質問等なし)

【松永会長】

次に、次第4「報告事項」に入る。

令和6年度第2回清里区公共交通懇話会の開催結果について、事務局から説明を求める。

【近藤班長】

資料1により説明

【松永会長】

いまほどの説明について、皆さんから質問等はあるか。

(質問等なし)

【松永会長】

いまほどの説明の中で中郷区では、令和7年3月をもって現在の乗合タクシーを廃止し、住民組織の互助による輸送サービスの導入を令和7年4月予定に向け検討を進めているとの説明があったが、清里区における令和8年4月から住民組織の互助による輸送サービスの導入を検討されているとのことであり、進捗状況について、説明を願いたい。

【近藤班長】

清里区における公共交通につきましては、路線バス清里線と三針線のほか、清里まちづくり振興会が市の委託を受け、市営バス櫛池線を運行している。

市営バス櫛池線の利用者は、主に通勤通学や医療機関への受診など、年々減少傾向にあることから、第2次上越市総合公共交通計画後期再編計画に基づき、清里区では、令和8年4月から住民組織の互助による輸送サービスの導入を検討しているところであり、現在、受け皿となっただけそうな「清里まちづくり振興会」や「櫛池農業振興会」に、互助輸送の制度や仕組みなどについて、説明させていただいている。

清里まちづくり振興会におかれては、今年度中に一定の方向性が示せると伺っており、櫛池農業振興会については、年内に協議結果の報告がいただけることになっている。

いずれにしても、清里まちづくり振興会及び櫛池農業振興会での話し合いの結果を踏まえ、今後の対応を検討していくことになる。

なお、それぞれの団体での話し合いの状況によっては、地域協議会からお力添えをいただくことも検討しているので、その際はよろしくお願ひしたい。

【松永会長】

先日、清里まちづくり振興会の理事会があったそうだが、まちづくり振興会の理事をされている佐々木委員から理事会での協議状況について、情報共有できることがあればお願ひしたい。

【佐々木委員】

先日、まちづくり振興会の理事会があり、市営バス櫛池線の利用状況と、住民組織の互助による輸送サービスの説明があった。

利用状況では通勤通学や医療機関への受診など、利用者は年々減少傾向にあるとのことであった。住民組織の互助による輸送サービスの説明では、現在、市からの委託より市営バスを運行しており、利用者数の減少から、令和8年4月より住民組織の互助による輸送サービスとなるが、まちづくり振興会としては、導入するか否かを検討している段階とのことであった。

【松永会長】

次に、次第5「自主的な審議」に移る。

本日は、自主的な審議の終了後、流れ解散としたい。次第6「その他」を先に、その後閉会させていただき、この会の終了後、自主的な審議に移り、議論した内容は、次回の地域協議会で報告いただくことでいかがか。

(委員了承)

【松永会長】

それでは、次第6「その他」に移る。

次回の令和6年度第7回清里区地域協議会について、12月26日（木）午後6時30分から、清里コミュニティプラザ3階多目的ホールで開催したいと思うが、よろしいか。

（委員了承）

【松永会長】

その他、事務局から何かあるか。

【近藤班長】

配布物の説明

【松永会長】

その他、皆さんから何かあるか。

ないようなので、以上をもって第6回地域協議会を終了する。

最後に竹田副会長から、閉会の挨拶をお願いします。

【竹田副会長】

閉会の挨拶

9 問合せ先

清里区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL025-528-3111(内線225)

E-mail : kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。